

京都市情報公開審査会答申第85号の概要

答申年月日	平成20年11月13日
請求内容	障害程度区分判定等試行事業に係る「市町村審査会資料」
所管課	保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課
所管課の決定	非公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>医師意見書は、個人の傷病名からその傷病の経過及び治療内容に加えて、心身の状態に関するものとして、行動障害、精神・神経症状の有無及びその具体的な内容等が記載されている。その記載内容は、個人が識別され得るものであり、かつ、個人の身体及び人格等に関する個人情報で、通常他人に知られたくないものである。</p> <p>2 条例第7条第3号に該当することについて</p> <p>試行事業において収集される情報が個人の病歴や身体的特質に関する個人情報となることから、その実施にあたっては、個人等から任意の協力を得るために、外部に公表しないことを条件とする必要があったものである。</p>
不服申立人の主張	<p>1 申請者の氏名、住所、生年月日、入所施設名を除き、条例第7条第1号及び第3号には該当しない。市が民間機関に送付した情報は、非公開情報に該当しないと判断して送付しているので、公開請求人に対して、非公開にする理由はない。市は、このモデル事業に協力した障害者に対して、十分に作成した情報を民間機関に障害者の生年月日等を提供することを説明して、了解を得ている。</p> <p>2 障害認定に係る情報は、障害を持つ人、障害者福祉に関心のある人に対しても公開することが必要である。障害のある人がこの調査に協力したのは、適切な施策を構築してもらいたいという思いからである。行政のみが障害程度区分モデル事業に係る情報を独占することは、自立支援法の趣旨に反すると考える。特に、自閉症に係る診断書を非公開にすることは、診断書の有効性に関する議論の機会を奪うものである。非公開決定処分を取消し、公開にする対応をすべきである。</p> <p>3 自閉症と診断された人の資料全部という意味で、公開請求をしている。医師意見書のみでの公開請求ではない。審査会に提出された資料全部を公開請求として特定し、処分をすることを求める。</p>
審査会の判断	<p>1 本件試行事業について</p> <p>本件試行事業は、平成18年4月から施行された障害者自立支援法の制定に先立って、厚生労働省からの依頼に基づき、モデル事業として平成17年6月中旬から7月中旬の間に、京都市をはじめとした全国61の市町村で実施されたものである。実施機関は、試行事業の実施にあたっては、調査対象者とその家族に対して、実施内容・実施目的・実施方法等について説明を行うとともに、プライバシーの保護に関して、研究上知り得た個人情報は、厳重に管理し、外部にもれることは一切ない旨を特に強調し説明した。その結果、同意が得られた30名を試行事業の対象者としたものである。また、更に異議申立人が求める診断名の該当者は2名であったことが認められる。</p> <p>2 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、調査対象者へのアンケート結果及び医師意見書等を基に、厚生労働省が指定した判定ソフトを使用して分析した市町村審査会資料（一次判定結果）と当該結果の元データとなる資料とで構成されている。このうち、請求の対象とな</p>

った自閉症に該当する公文書は2名分である。具体的に、各資料には以下の項目が記載されていることが認められる。

3 条例第7条第1号に該当することについて

- (1) 本件公文書は、調査実施者欄及び調査対象者欄等が切り取られているため直接に個人が特定できないものの、欄外に書き込み等が認められることから特定の個人に関する情報と推認できる。
- (2) 京都市内で実施した試行事業の対象者のうち、請求の対象となっている診断名の対象者は、2名という極めて少数の事例であり、個人特定につながる可能性があることも考慮する必要がある。
- (3) 本件公文書には、個人の心身に直接かかわる情報や医師による精神障害の評価が具体的に記述されており、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、内面的、身体的な状態を示すものであり、個人の機微に関する情報と認められる。したがって、公開することにより、調査対象者に不快感や不安感等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるものであり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- (4) また、試行事業の趣旨からみて、判定を行うためには、調査対象者の障害程度や生活環境、医師の評価などを総合的に把握しなければならないことから、本件公文書は全体を一つの個人の機微に関する情報と判断し、条例第7条第1号に該当すると認められるため、非公開とすることが相当である。
- (5) 異議申立人は、公開することの公益性について主張するが、このような個人の機微に関する情報は、秘匿する利益を上回り、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められない。

4 条例第7条第3号に該当することについて

- (1) 試行事業の性質上、実施機関がその実施に当たって、「個人情報は、嚴重に管理し、外部にもれることは一切」ない旨を特に強調しなければ、事業が実施できないと考えたことは、十分に合理性が認められる。また、調査対象者は、実施機関の説明について全面的に信頼したからこそ試行事業に協力したと客観的に考えるのが相当であり、このような調査対象者の実施機関に対する信頼は保護に値するものと考えられる。
- (2) なお、異議申立人は、公開することの公益性についても主張するが、調査対象者の実施機関に対する信頼は試行事業の前記趣旨からすれば、特に保護に値するものと考えられるため、このような個人の機微に関する情報は、秘匿する利益を上回り、公にすることが必要な情報であるとは認められない。